

共同所有解消上場馬について

共同所有解消を目的とする馬をせりに上場することができます。

この仕組みによる上場馬の共有者は購買者としてせりに参加できます。

以下の記載内容をご理解の上、お申込み下さい。

【必要書類】

- ① 販売申込書（所有区分：「共有」の□印、「共同所有解消販売の申請希望の□印にチェックする）
- ② 共有者名簿
- ③ 共有代表者に対する他の共有者の委任状
- ④ 共同所有解消販売申請書
- ⑤ 共同所有馬であることを証明する書類の写し（当該馬もしくは母馬にかかる契約書の写し、共同所有念書等）

【せりカタログの表記】

- ① ブラックタイプの記載ページ上段に「共同所有解消上場馬」であることを表示します。
- ② ブラックタイプの記載ページの「販売者・所有者」欄に『代表者名（共有代表）』と表記します。

【上場】

- ① 鑑定時に鑑定人が「共同所有解消上場馬」であることをアナウンスします。
- ② リザーブ価格において、購買者から声が掛からない場合は、予め届け出た共有者1名が責任を持って購買者としてビッドを入れていただきます（主取は認めない）。万一、他の購買者から声が掛からなかったにもかかわらず、予め届け出た者がこれに違反してビッドを入れなかった場合は、違約金としてリザーブ価格の15%を全共有者で連帯して支払っていただきます。

【売買契約の成立】

- ① 共有者が落札した場合でも、売買契約の金額は「せり落とし価格＋消費税」とし、落札した共有者の持分に相当する減額は行いません。
- ② 「せり落とし価格＋消費税」に応じた所定の売買手数料及び保険料を徴収します。